

湘南藤沢メディアセンター利用規則

平成 17 年 6 月 1 日制定

平成 20 年 6 月 4 日改正

平成 22 年 11 月 24 日改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室の利用についての必要事項を定める。

(開館・開室日)

第 2 条 湘南藤沢メディアセンターは次の各号に掲げる日を除き開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」で定められた休日
- (3) 開校記念日(4月23日)
- (4) 福澤先生誕生記念日(1月10日)
- (5) 夏季および冬季休業中の一定期間
- (6) その他特別に所長が定めた日

看護医療学図書室は上記に加え、次の日を除き開室する。

- (7) 閉講期間中の土曜日

上記各号に該当する日でも、臨時に開館・開室する場合がある。

(開館・開室時間)

第 3 条 湘南藤沢メディアセンターの開館時間は次の各号による。

- (1) 平日 9:15～23:00(閉講期18:00)
- (2) 土曜 9:15～19:00(閉講期16:00)

看護医療学図書室の開室時間は次の各号による。

- (3) 平日 9:15～21:00(閉講期18:00)
- (4) 土曜 10:15～16:00(閉講期は閉室)

ただし、やむを得ない事情により上記各号を変更する場合がある。

各サービス窓口の利用時間は湘南藤沢メディアセンターホームページおよび看護医療学図書室ホームページに記述する。

(利用者)

第 4 条 湘南藤沢メディアセンターを利用できるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 慶應義塾専任教職員およびそれに準ずる者
- (2) 慶應義塾大学の学生およびそれに準ずる者
- (3) 慶應義塾の臨時職員あるいは慶應義塾から委託を受けた外部職員で、湘南藤沢キャンパスに勤務する者
- (4) 塾員およびそれに準ずる者
- (5) 18歳以上の藤沢市内および茅ヶ崎市堤1～110番地内に在住また

は勤務する者（ただし大学生および専門学校生を除く）

- (6) 他の図書館の依頼により所長が許可した者
- (7) その他所長が許可した者

看護医療学図書室を利用できるのは、上記のうち第1号から第3号および第6号から第7号に該当する者に加え、次の各号に掲げる者とする。

- (8) 看護医療学部（厚生女子学院・看護短期大学含む）、医学部、健康マネジメント研究科、医学研究科を卒業・修了した者
- (9) 看護医療に従事する者およびそれに準ずる者
- (10) 看護医療の教育・研究者に携わる者およびそれに準ずる者

（手続）

第5条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室を利用する者は、それぞれに定められた手続を必要とする。手続は湘南藤沢メディアセンターホームページおよび看護医療学図書室ホームページに記述する。

第2章 利用

（サービス範囲）

第6条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室は、次の各号に掲げるサービスを提供する。

- (1) 施設・機器・備品の利用
- (2) 資料の閲覧
- (3) 資料の館外貸出
- (4) 資料の複写
- (5) AV機器の館外貸出
- (6) レファレンス
- (7) 相互貸借
- (8) 他の図書館・研究機関等への利用紹介
- (9) その他

（利用制限）

第7条 前条の各号に定めるサービスの提供は、第4条の各号に定める利用者の身分によって制限を受けるが、その詳細に関しては湘南藤沢メディアセンターホームページおよび看護医療学図書室ホームページに記述する。

（返却要請）

第8条 貸出期間内であっても、次の各号に該当する場合は直ちに資料・機器を返却しなくてはならない。

- (1) 貸出を受けた者が第4条各号で定める資格を失った場合
- (2) 専任教職員が停職になった場合
- (3) 学生が停学になった場合
- (4) 終了日が返却期限を超える海外留学、海外研究休暇がある場合

- (5) その他所長が必要と認めた場合

第3章 補則

(遵守事項)

第9条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室を利用する者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 湘南藤沢メディアセンターホームページおよび看護医療学図書室ホームページに記述されている利用の細則に従うこと
- (2) 静粛を守ること
- (3) 食事をしないこと
- (4) 認められた形状の容器以外の飲料を飲まないこと
- (5) 禁止された場所で飲料を飲まないこと
- (6) 喫煙をしないこと
- (7) 許可の無い掲示をしないこと
- (8) 著作権法を遵守すること
- (9) 公序良俗に反する行為をしないこと
- (10) その他、館員の指示に従うこと

(破損・紛失)

第10条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室の利用者は、施設、資料、機器・備品を破損・汚損、紛失した場合には、その状況を直ちに館員に報告するとともに、その損失を原則として館員の指示する相当の金額で弁済しなければならない。

弁済金額は、基本的に資料の取得価格とする。製本版雑誌については、雑誌の取得価格の合計金額とする。取得価格は所蔵データに入力されている評価額、または図書原簿上の価格とする。

(延滞)

第11条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室は、資料・機器の貸出を受けた者が定められた期日までに返却しないときは、督促を行うと同時に、延滞料・貸出停止などの罰則を科すこととする。

資料の延滞料は、1冊につき1日10円とする。

(費用負担)

第12条 湘南藤沢メディアセンターおよび看護医療学図書室は、貸し出した資料・機器の督促ならびに回収に要した経費を、督促を受けた者の負担とする場合がある。

(入館禁止)

第13条 湘南藤沢メディアセンター所長は、この規則を遵守しない者の利用を停止、または禁止することができる。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、湘南藤沢メディアセンター協議会の議を経て、決定する。

附則(平成17年6月1日)

この規則は、平成17年6月1日より施行する。

附則(平成20年6月4日)

この規則は、平成20年6月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成22年11月24日)

この規則は、平成22年11月24日から施行する。